

神戸市下水道条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

宅地の下水ますや排水管などの排水設備を新設等する場合は、本市へ申請書等（排水設備計画（変更）確認申請書および排水設備工事完成届）を提出していただき、下水道法令等に基づく基準等の確認をしています。

神戸市は、このような行政手続について、電子申請を導入して市民や神戸で働く事業者の利便性向上に取り組んでおり、本手続も令和4年10月より電子申請を開始しています。この度、さらなる取組みとして、電子申請の利便性向上を目的に(1)手続の見直し、(2)必要な書面等の明確化に関する改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 電子申請の利便性向上のための手続見直し

○ 第3条（排水設備の確認）

排水設備計画（変更）確認申請書及び設計書により、本市が施工内容等の確認を行った後に、「排水設備計画（変更）確認証」を交付する、としているところ、「排水設備計画（変更）確認証」の交付をとりやめ、確認番号を通知するよう改正し、電子申請システム（e-KOBE）上で申請を受け付けたものは、同システム上で確認番号を通知します。

○ 第23条（申請書等の様式）

「排水設備計画（変更）確認証（様式第3号）」の交付のとりやめに伴い、第3号を削除します。

○ 手続様式の字句追記及び修正（様式第1号）

「排水設備計画（変更）確認証（様式第3号）」の交付のとりやめに伴い、この様式に記載のあった注意事項は、「排水設備計画（変更）確認申請書（様式第1号）」の注意事項に記載するよう改正します。

(2) 必要な書面等の明確化

○ 第3条（排水設備の確認）

排水設備計画（変更）確認申請時に、第5条（排水設備の技術基準）の基準に適合することを示す書類として、阻集器の計算書や汚水のポンプ排水設備の構造を示す協議書を提出するよう明記します。

○ 第5条（排水設備の技術基準）

- ・第1項第1号及び第2号は、条例第4条（排水設備の接続方法）にその根拠を持つ規定であるため、別の条を設けた上で、条例との対応関係を明確にします。また、あわせて接続先の確認についても規定します。
- ・第1項第3号及び第7号の規定は技術基準としての必要性がなくなったため、削除します。

○ 手続様式の字句追記及び修正（様式第1号、第2号、第4号）

- ・神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第12条第1項の規定により、公共下水道管理者と協議済みの排水設備については、図面や写真の添付を省略し、簡略化できるよう改正します。
- ・記載事項をより分かりやすくするよう、字句を追記・修正します。

3. 施行予定日

令和6年6月1日